



## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662  
 ねんきんネット [http://www.nenkin.go.jp/\\_n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/_n_net/)

**11月はねんきん月間です**

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です。ねんきんネットで自分の年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

**国民年金保険料の控除証明書の発行されます**

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告の際に、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。また、平成27年10月1日から12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人には、平成28年2月上旬に控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納めた人の社会保険料控除の申告に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

**扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう**

老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります(障がい年金、遺族年金には税金はかかりません)。

このため、受給者のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されます。

この申告により、翌年に受け取る年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。もし提出を忘れると、各種控除を受けられないだけでなく、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。



●問い合わせ  
 ねんきんダイヤル  
 ☎0570(05)1165

**社会保険労務士による無料年金相談**

●日時 11月11日(水) 午前10時～午後3時  
 ●場所 三豊市役所西館  
 ●相談内容 年金の裁定請求書や各種届の受け付け、加入期間の確認など  
 ●持っていくもの 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必ずです。

●問い合わせ  
 街角の年金相談センター  
 ☎087(811)6020 高松(オフィス)

**国民年金基金相談会**

国民年金基金は、国民年金に上積みし、より豊かな老後を保障するものです。お気軽にご相談ください。

●日時 11月19日(木) 午前10時～午後4時  
 ●場所 三豊市役所西館  
 ●問い合わせ  
 国民年金基金  
 ☎0120(65)4192



## マイナンバーの通知カードについて

▶問い合わせ 市民課(通知カード・個人番号カードについて) ☎73-3005  
 田園都市推進課(制度全般について) ☎73-3011

マイナンバーの通知カードは11月中～下旬に簡易書留でお届けします

1人に1つ。マイナンバー

封筒には次の4つが入っています。

- ①宛名台紙
- ②通知カード、個人番号カード交付申請書
- ③世帯の全員分がまとめて入っています。
- ④説明用パンフレット

お届けした封筒とその中身は、大切に保管してください。特に、通知カードは、平成28年1月以降、さまざまな手続きで必要になります。絶対になくさないようご注意ください。



- ①宛名台紙
- ②通知カード、個人番号カード交付申請書
- ③世帯の全員分がまとめて入っています。
- ④説明用パンフレット

### 通知カード、個人番号カード交付申請書



(おもて面)

(うら面)

通知カード	
個人番号 0123 4567 8901	氏名 花子
住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1	
平成5年3月31日生 性別 女	△△市長 123456789
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123	
氏名 花子	住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1
生年月日 平成5年3月31日	性別 女
電話番号	外国人住居の区分
右欄の赤字を希望する	バンゴウ ハナコ
申請書 1234 5678 9012 3456 7890 123	右のQRコードは製造管理用です
10000019 01/01	3190110000019#

顔写真貼付欄  
 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 不要 \*15歳未満の方、成年被後見人の方は強制発行されません

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスに活用するためのものです。  
を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が機能されないこととなります。

代理人氏名(自署)	本人との関係
代理人住所	

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人氏名」にご記入ください。  
 ●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。  
 ●表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。  
 ●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

**詐欺に注意!** マイナンバーに関する不審な電話がかかってくる事案が発生しています。マイナンバー制度で口座や資産などの個人情報を聞くことは絶対にありません。ご注意ください。

※通知カードに有効期限はありません